

令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、令和7年度愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び愛媛県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

本事業は、外国人介護人材を受け入れる愛媛県内の介護施設・事業所において、外国人介護職員の生活支援、外国人介護職員とのコミュニケーション促進、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への学習支援等を行う際に要する経費について県が予算の範囲内でその一部を補助することにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

第3 本事業の内容等

1 補助対象等について

(1) 対象施設・事業所

愛媛県内で介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行い、外国人介護人材を受け入れる介護施設・事業所（既に外国人介護人材を雇用し、又は令和7年度中に雇用する予定の介護施設・事業所に限る。以下「外国人介護人材受入施設等」という。）

※外国人介護人材の在留資格の種類については問わない。

(2) 対象事業

外国人介護職員の生活支援、外国人介護職員とのコミュニケーション促進又は介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護職員への学習支援に必要な取組に係る事業

(3) 対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において発生する、下記のアからウまでの取組に要する経費。（交付申請時において、既に要した経費を含む。）

ア 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- ・外国人介護職員の生活に必要な備品等の購入経費

※ただし、外国人介護人材の受入れに際し必要となる家電、家具その他の備品等は、令和7年度中に雇用を開始し、又は開始する外国人介護人材の人数分に限る。

- ・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費
- ・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な経費

- ・その他外国人介護職員の生活支援に必要な経費として知事が認めるもの。

イ 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- ・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費
- ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費
- ・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費
- ・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費
- ・外国人介護職員受入施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費
- ・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費
(例：介護技能実習評価試験の評価者養成講習、介護職種の技能実習指導員講習 等)
- ・日本語能力試験の受験料
- ・その他コミュニケーションの促進に必要な経費として知事が認めるもの。

ウ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- ・外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費
- ・その他外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な経費として知事が認めるもの。

2 補助金の上限額及び算定方法

1 (3)アからウまでの取組にかかる補助上限額（基準額）及び補助率は以下のとおりとする。なお、1法人に複数の外国人介護人材受入施設等がある場合においては、1法人につき、5施設等分を上限とする。

補助上限額（基準額）	300,000 円（1施設等当たり）
補助率	2/3

補助上限額（基準額）と対象経費の実支出額の合計を比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 事業実施期間

補助対象事業の実施期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4 各種提出書類等について

1 交付申請

- (1) 交付要綱第4条に基づき必要書類を提出すること。
- (2) 交付申請の受付期間
募集開始の日から同年11月28日までとする。(当日消印有効)

2 実績報告

- (1) 交付要綱第8条に基づき必要書類を提出すること。
- (2) 実績報告の受付期間

補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日（交付決定時に既に補助対象事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1か月を経過した日）又は令和8年3月31日のいずれか早い日までとする。

第5 問い合わせ・各種書類提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課 介護事業者係

T E L:089-912-2432

メール: choujukaigo@pref.ehime.lg.jp

附則

この要領は、令和7年10月27日から施行し、同年4月1日から適用する。